

大学・短期大学・専門学校※に進学される方へ 各種奨学金と生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」の利用の流れ

※専門学校専修課程

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

1 各種奨学金と教育支援資金の関係

■ 教育支援資金を利用する場合の「大学等進学のための主な支援制度の概要と優先順位」

大学などへの進学を後押しするために、いくつかの公的な奨学金等の制度がありますが、教育支援資金を利用する場合、これらの制度の利用には優先順位があります。

【大学等進学のための主な支援制度の概要と優先順位】

※ご利用には制度ごとに要件があります

優先順位	制度名	実施主体	申請時期等	相談・申込窓口
1	給付型奨学金（給付）	日本学生支援機構	高3春頃締切	在学中の学校
2	第一種奨学金（無利子）	日本学生支援機構	高3春頃締切 進学先の春頃	在学中の高校 進学先の学校
3	母子及び父子福祉資金 女性福祉資金（無利子）	東京都	随時相談・申請	区・市・支庁・ 西多摩事務所
4	生活福祉資金教育支援 資金（無利子）	東京都社会福祉協議会	随時相談・申請	区市町村 社会福祉協議会
5	第二種奨学金（有利子）	日本学生支援機構	高3春頃 高3秋～冬 進学先春頃	在学中の学校 在学中の学校 進学先の学校

※教育支援資金を利用する場合、給付型奨学金・第一種奨学金を生活費に充てることはできません

■ 教育支援資金による支援

奨学金等の多くは月単位で給付・貸与されます。教育支援資金は、優先する制度を利用いただいたうえで、他制度では対応できない初納金や、学費等の支払いに不足する部分を、貸付上限額の範囲内で支援します。教育支援資金の相談をする際に、他制度の相談や申請の状況について区市町村社会福祉協議会の担当に必ずお伝えください。

奨学金等の振り込みが始まった後は、それらの給付・貸与金を貯め、教育支援資金より優先して以降の学費に充てていただきます。

2 教育支援資金における第一種奨学金の取り扱い

■ 第一種奨学金の利用と教育支援資金の貸付方法

例えば

第一種奨学金の採用決定はしてるけど、行きたい学校の初納金の納期に間に合わない！それに、第一種奨学金だけじゃ学費が足りない！

4月

3月

1年目 (1年生)	例) 月額 97,500 円×12 ヶ月 教育支援資金の貸付金で学費を支払う	つなぎ的貸付
	例) 月額 54,000 円×12 ヶ月 第一種奨学金	
2年目以降 (2年生以降)	例) 月額 54,000 円×12 ヶ月 第一種奨学金	
	例) 月額 43,500 円×12 ヶ月* 教育支援資金	不足分貸付

第一種奨学金は
次年度以降の
学費のために
貯めてとっておく

※2年目以降、教育支援資金は年2回に分けて交付されます

■ 給付金奨学金・第一種奨学金利用状況の確認

大学・短期大学・専門学校の学費のために教育支援資金の借入をされる場合、給付型奨学金・第一種奨学金の利用状況の確認等のため、以下の書類を提出していただきます。

給付型奨学金・第一種奨学金の決定状況		提出書類		備考
決定している		奨学金の決定通知、奨学生証等		-
決定していない	不採用	奨学金の選考結果通知、または、学校確認書類（所定用紙有）等		★住民税の課税・非課税の状況をお知らせください ★必ず次回の第一種奨学金の申込をしてください
	未申込	高3	第一種奨学金利用に関する誓約書（所定用紙有）	
大学生等		学校確認書類（所定用紙有）等、および第一種奨学金利用に関する誓約書（所定用紙有）		

※以下、上記表を<奨学金確認書類>とする

■ 進学先決定と減額辞退届提出の流れ — 入学前に教育支援資金の貸付が決定した場合 —

